

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

申告書の郵送は要注意

Q：法人税などの申告書は、必ず税務署に足を運んで提出しなければならないのでしょうか。

A：郵送でも構いません。

【解説】

申告書などは、税務署へ足を運んで提出しなくても郵送でも構いますが、郵送の場合は、郵便物の通信日付印（スタンプ印）により表示された日に、提出されたものとみなされますので注意が必要です。

申告期限を1日でも過ぎてしまいますと、納付すべき税額の15%が無申告加算税として課税されてしまいます。

このほど国税不服審判所は、納税申告書とその法定申告期限（4月1日）に郵便ポストに投函して郵送したが、郵便の取り集め時間後であったため、納税申告書の通信日付が翌日4月2日となり、期限後申告書となった場合には、無申告であることの「正当な理由」があったとは言えないという判決をしています。

納税申告書は、3月29日には作成されており、法定申告期限内に税務署に提出できる状況下にあってもかわらず、提出するのを失念したうえ、近くの郵便局から郵送すれば、時間的に間に合ったはずなのに、そうした注意を怠ったのは請求人の責任であり、やむを得ない事情は認められず、「正当な理由」があったとは言えないということです。

申告書などを郵便で送る場合には、日付に注意しましょう。

